

# 秋田県大雨災害義援金募集・配分要綱

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会

## 1 趣 旨

平成29年7月22日からの大雨により、大仙市など県南部を中心に広範囲にわたって床上浸水等の被害が発生したことから、被災者の生活支援等を図るため、広く一般の方々より義援金を募集するものである。

## 2 実施主体

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会

## 3 構成団体

床上浸水等の建物被害が確認された市町村、秋田県社会福祉協議会、NHK秋田放送局、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエム秋田、秋田魁新報社、秋田県市長会、秋田県町村会、秋田県共同募金会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県

## 4 募集期間

平成29年7月27日（木）～平成29年8月31日（木）

## 5 義援金の取扱い窓口及び受付口座

義援金は、以下の口座で受け付ける。（いずれも店頭窓口からの振込手数料は免除。）

### (1) 指定銀行口座

口座名義「日本赤十字社秋田県支部長」

- ・秋田銀行本店 普通預金 口座番号「516304」
- ・北都銀行本店 普通預金 口座番号「888228」

口座名義「社会福祉法人秋田県共同募金会」

- ・秋田銀行本店 普通預金 口座番号「902756」
- ・北都銀行本店 普通預金 口座番号「304416」

### (2) 郵便振替口座

口座名義「日赤秋田県大雨災害義援金」

- ・00190-1-673458

口座名義「秋田県共同募金会秋田県大雨災害義援金」

- ・00170-5-634690

## 6 義援金の税法上の扱い

義援金は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」及び地方税法第37条の2第1項第1号、同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

## 7 配分方法

- (1) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後、速やかに委員会を開催し、協議の上、適正に被災市町村に配分する。
- (2) 義援金の配分対象地域は、床上浸水以上の住家被害が確認された市町村とする。

## 8 広報・周知

義援金募集の広報・周知は、委員会名をもって新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じて広報するほか、各構成団体においても広報・周知する。

## 9 義援品の取扱い

義援品は、原則として取り扱わない。

## 10 経費

各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、原則として当該団体が負担する。

## 11 その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

## 12 事務局

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会の事務局を、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

担当 秋田県健康福祉部  
地域・家庭福祉課 調整・地域福祉班  
住 所：秋田市山王4-1-1  
電 話：018-860-1342  
FAX：018-860-3844  
E-mail：Chifuku@pref.akita.lg.jp